

須坂市人権教育推進計画

はじめに

● 国際的な動向

人権教育についての国際的な取組が進んでいます。国連は、「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)を実施し、日本においても国内行動計画が作成され、その取組が行われてきました。さらに、国連総会で全世界規模での人権教育の推進を徹底させるための「人権教育のための世界計画」(2004年～)が定められ、第1フェーズは、初等中等教育に焦点をあてることとしました。現在、第2フェーズが開始(2010年～)され、各国は初等中等教育における人権教育の実施を継続させつつ、高等教育における人権教育及びあらゆるレベルの教員や公務員等の人権研修プログラムに焦点をあてることとなっています。人権という普遍的な文化を構築するための人権教育の推進は、国際社会が協力して取り組むべき基本的課題となっています。

● 国内の動向

国内においては、平成12(2000)年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布され、国や地方公共団体の責務が明示されました。この法律に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14(2002)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定されました。「基本計画」には、「国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・啓発の重要性については、これをどんなに強調してもし過ぎることはない。」とあります。

● 人権教育の指導方法等の在り方について

文部科学省は、学校教育における人権教育推進のために、平成15(2003)年に「人権教育・啓発に関する基本計画」に基づく調査研究組織として「人権教育の指導方法等に関する調査研究会」を設置し、第一次から第三次にわたる[とりまとめ]を公表しました。第三次までの[とりまとめ]は、文部科学省が人権教育の指導方法等の在り方を具体的に示したものであり、これからの人権教育推進の拠り所となるものです。

● 「須坂市人権教育推進計画」の見直しについて

須坂市においては、同和教育を学校教育・社会教育の中に位置付けて推進してきましたが、平成12(2000)年に「部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画」を、平成13(2001)年には国際的な動向を受けて「人権教育のための国連10年須坂市行動計画」を策定し、それまでの同和教育の取組をふまえた人権教育の推進を目指しました。

平成26(2014)年3月には、「須坂市部落差別をはじめあらゆる差別撤廃・人権擁護審議会答申」(平成25年)を受け、「部落差別撤廃・人権擁護に関する総合計画」「人権教育のための国連10年須坂市行動計画」に替わるものとして、「須坂市人権政策推進基本方針」を策定し、市が進める人権政策の基本的な考え方や方向性を示しました。

須坂市教育委員会では、「人権教育・啓発に関する基本計画」、「人権教育の指導方法等の在り方について[第三次とりまとめ]」及び「須坂市人権政策推進基本方針」の基本的方向をふまえ、長野県教育委員会の人権教育推進プランを基盤に「須坂市人権教育推進計画」の見直しを行いました。

今後、この推進計画に沿って、須坂市の人権教育を進めてまいります。

平成28年(2016年)3月

須坂市教育委員会